

平成 27 年度第 2 回奈良県環境審議会 環境影響評価審査部会
会議録

1. 開催日時 : 平成 27 年 6 月 12 日 (金) 10:00~12:00
2. 開催場所 : 奈良市商工会議所 中ホール
3. 出席者 :
 - 環境影響評価審査部会委員 : 9 名
藤井部会長、樋口委員、久委員、坂井委員、高田委員、成瀬委員、前迫委員、
前田委員、山田委員
 - 事務局他 : 7 名
(奈良県くらし創造部景観・環境局 環境政策課、廃棄物対策課)
 - 事業者等 : 8 名
4. 傍聴者等 : 0 名
5. 議題 : 重販最終処分場拡張事業に係る環境影響評価方法書に対する
意見について
6. 配付資料 : 資料 1 環境影響評価方法書についての意見の概要の送付について
資料 2 環境影響評価方法書についての市町村長意見
資料 3 審査部会における意見概要、事業者の見解及び部会報告 (案)
資料 3-2 別添資料
資料 4 重販最終処分場拡張事業に係る環境影響評価方法書※
※ 資料 4 の方法書は部会委員にのみ配布
7. 議事概要 :

事業者より、委員からの事前意見に対する見解について説明、事務局より部会報告(案)について説明がなされた後、審議が行われた。主な質疑については別紙のとおり。

○質疑概要

藤井部会長 :ただいま事業者からの回答があった内容について、また本日お気づきのことがありましたら、ご意見等お願いいたします。

成瀬委員 :私からのお願いだが、今回の資料では白色の意見については、前回説明されたとして今回省略されたが、前は資料の提出はあったが、時間がないとして説明がなかった。部会長にお願いしたいが、前回の資料についても改めてご説明をお願いしたい。

藤井部会長 :いかがでしょうか。

成瀬委員 :別添資料のとおり、としてその資料の詳細説明がなかったと思うが。

事務局 :では別添資料についての再度の説明ということによろしいでしょうか。

成瀬委員 :私の担当となるのは意見の1番だが、お願いしたい。意見を兼ねて申し上げたいが、前回、別添資料1が示された。この資料は音源からの位置関係が拡大されて示されており、位置については、見れば分かる。特に現地確認した後であればよく分かる。しかし、騒音振動に関しては距離減衰を配慮して予測する場合があるので、距離が必要となる。位置関係は分かるが、距離が示されていないことから、準備書においては距離をきちんと示していただきたい。

2つめの意見で、調査地点 No.1については、やはり前回資料は示されたが説明はなかったが、言葉で説明いただけなければ分かりにくい。アセスの観点から言えば、特に調査地点の選定理由が分かるような説明の仕方をしていただきたい。本来、この地点をなぜ選定したかを方法書の段階であっても示していただく必要がある。これも資料を見ればおよその位置関係は分かるが、詳しくない人はなぜそこを選ばれたかが分からない。回答の中では「調査地点の近くに老人福祉施設があるため選定した」とあるが、これは選定の理由にはならない。交通量及び騒音量の把握を目的としているので、そこが代表点であるかどうか重要である。常識的には、健康にも影響が及ぶし、影響を受ける施設の存在は大切ではあるが、アセスにおける選定理由とはならない。私の考えからいうと、そこで代表的な騒音振動の値が得られるかどうか大切である。前は別添資料1は示されたが、その説明がなかったので、今日ではなくてもいいが、何らかの形でその説明を示していただきたい。

3番目の意見について、最大となる計画台数で予測されるというのは、それはそれでいいと思う。しかし、常識的には、年間の埋立量が増加すれば搬入車両も増加するだろうというのは分かるが、科学的な因果関係がはっきりしていないのではないか。搬入車両の増加率と、年間の埋立量の増加率が統計的に対応しているのかどうか。他の予測方法が考えられるのであれば、検討をお願いしたい。一般的には拡張の量がこれだけ増えたから、車両の量が増

えるだろうというのは分かるが、対応してその比率で増えるかどうかは、科学的・統計的に示すのは難しいと思う。ここに書いてあるとおり、「影響が最大となる状況を想定」できればいいと思うが、一応再検討をいただきたい。

藤井部会長 : 今成瀬委員から指摘のあったのは、調査地点と発生源との距離の関係と、地点を選ばれた理由が不明確であるということだと思う。当然、老人福祉施設だけが問題となる訳ではないので、その辺をまとめていただくか、可能であれば、今、ご説明をお願いしたい。

事業者 : 前回意見の1番と2番について、補足説明させていただきたい。資料3-2の「別添資料1」に地図があると思うが、これは騒音振動の、既に調査を実施している調査地点と、工事中の範囲を示したものだ。民家の位置にはピンク色の丸を付けており、調査地点が黒丸になる。施工機械が、民家や敷地際にどの辺りまで寄ってくるかを茶色の星印で示している。最も住宅に近づくと、こういう状況になることを示している。予測については、シミュレーションを行うことになるが、準備書においては、こういう状況と、距離も明示して予測を実施したい。また、道路交通騒音については、1枚めくっていただき、黒丸が調査ポイントになるが、この東西に通っている道路が主要な搬入ルートになるので、その道路の管理境界で現地調査を実施している。将来の予測については、現況の交通量も把握しているので、それに将来の増加分、72台と回答しているが、その台数を加算して管理境界においてどうなるかを予測したい。

事務局 : 2点、事務局から確認させていただきたい。1点目は発生源からの距離の関係を指摘いただいたと思うが、事業者が提案しているのはエリアの境界に着目して影響を見ていこうという考え方かと思うが、先生の言われた発生源からの距離の関係についてのご指摘の意味をもう少し教えていただきたい。

2点目として、車両台数について、アセスで予測する際には平均的な台数で見るとか、最大となる台数を見るのかというご意見と理解していたが、今回、振れ幅の量の、倍率で推計するところの最大値で見るとというのが事業者の見解だと思う。恐らく、台数というのは事業者の事業計画、もっと言うと営業計画とリンクするのではないかと。これを物理的にその時間内に何台くらい運べるのか、という議論になると、台数は非常に増えるかと思う。そこはまた事業者に整理していただくと思うが、これはあくまで考え方や営業計画で出てくるものであり、科学的に求めるというのは難しいのではないかと。

成瀬委員 : 1つ目について、例えばNo.2、3は民家には近いが、音源からは離れているので、どれだけ離れているかは、やはり距離を明記いただいた方がいい。

2点目について、難しいとは思いますが、埋立量の増加分がはっきり予測できれば、それに対する搬入車両の予測もできるか、…拡張された容量が何倍であるか、に全く関係しないということはないと思うが、その率で搬入車両の台数を示すというのは、なかなか因果関係がはっきりしないのではないかと。

事務局 :分かりました。1 点目については、アセスの影響程度を評価する際に、要素のひとつである距離を明記しないと分かりにくいので、距離を明記することということでいいでしょうか。

成瀬委員 :はい。

事務局 :2 点目について、営業計画の関係もあるかと思うが、アセスの一方で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」)の施設の設置許可という法律規制があり、そちらに事業計画が出てきている、そちらとの整合を確認した上で、この計画に矛盾がないかを確認させていただきたい。

成瀬委員 :それはそれで結構です。因果関係がある程度明らかになるのであれば。

藤井部会長 :直接は関係ないが、事業計画の方で、車両台数を事業者の方で最大と予測した 72 台以内に抑えるということでしょうか。

事務局 :それでないと矛盾が生じるので、双方で矛盾のないように確認させていただきたい。

山田委員 :今のことと関係があるので確認させていただきたいが、25 年間で何 m^3 との予測をされている。この埋立計画はどの時点で終了するということになるか。県の許可要件で決まると思うが、この方法書でも評価書でも、そこははっきり記載いただきたい。13 頁に断面図が示されているが、この断面が終われば終了するということでもいいか。25 年間どんどん入ってくればこの断面が積み上がるということはないか。

事業者 :それはありません。

山田委員 :そのことを準備書でも事業計画として、明確にお示しいただきたい。

事務局 :先生は十分ご存知のことだが、廃棄物処理の施設の許可があって、その後、営業許可が出るが、許可の対象は m^3 数になる。時間ではなく、廃棄物処理法としては容量であり、容量が達すればそれ以上は実施できない。ですからそこに早く達すればそこで終わりになるが、逆に時間がかかった場合には、アセスの計画や廃掃法の許可で制限を加えることは難しいという関係になる。

前迫委員 :第 1 回を欠席しており申し訳ない。123 頁について、前回、前田先生の方からも指摘があったと思うが、植物について既存データを使うということになっている。例えば植物相の調査方法に、「任意観察法」とあるが、既存資料があるということで、任意観察法でもう実施されたということだと思うが、やっていただくならルートセンサス等、どこを通してフロアを確認したかが必要ではないかと思う。任意観察としても、例えばメッシュに切ったとして全て網羅した、とい

うような任意観察法ならいいと思うが、既存データありということで、既にこの地点を調査されたというのが、どのレベルか分からない。例えば何年度の調査なのか、またコドラード調査法は何カ所実施されたのか、という情報を示していただきたい。既存データがあるから、もうこれでいい、ということではなく、もし不足があるのであれば追加していただかなくてはならないこともある。既存データあり、とあるところに、注釈で何点あるのか、もう少し補足を示していただかなければ、これだけで既存データが十分網羅されているかどうかは分からない。例えば 53 頁の植生図があるが、このデータについて、これは環境省のものなので 1/25000くらいだと思うが、これを見ると牧草地やクズ群落、雑草群落といった草地が多くて、後はスギ群落の人工林や果樹園があるが、草本地にはひょっとしたら外来種的なものが入っている可能性もあるので、森林調査とは違ってかなりきめ細かいところであったり、或いはマット形成、付着藻類について、下流河川とあるが、事業地内には河川はないが、もし湿地的なところがあれば、そこでマット形成している可能性がある。既存データありという書き方だけではその信頼性が見えない。草地が多い、特に牧草地等の記載があるが、ここに外来種がある可能性もある。埋め戻しの時に牧草を播種されたのか、偶然成立したのかも不明だが、その辺りが見えにくい書き方になっているので、既存データの信憑性が分かる書き方にしていきたい。

また、「植物相」については、下に「付着藻類」とあるので、種子植物以上を対象にされているのかと思うが、現地調査を欠席して申し訳ないが、現地調査によってはコケ相やシダ相をやった方がいいこともあるので、どこまでのフロラ調査なのかご説明いただきたい。

後、124 頁の生態系について「複数の注目される動植物の種又は、生物群集及びその生息・生育環境を抽出する」という記載となっており、予測としては「定性的な予測」となっているが、生態系というからには動物植物の抽出、生育環境なりを抽出して、その次にその関係性、分断がないか、他への影響がないかという周囲との関連性を見るというのが生態系の予測評価になると思う。抽出して終わりではなく、周囲との関係性を評価する、つながりが分断されていないか等を検討すると言ったことが分かるような書きぶりをしていただければと思うが、よろしく願いたい。

藤井部会長 : 今の質問に対し、現時点でどのような調査をしているか、その地点数等について説明いただけるのであれば説明いただき、関連性については準備書で整理していただくということになると思うが、どうか。

事業者 : 現地調査の結果はまとめている。まず植物相調査のやり方だが、範囲については方法書の 121 頁に示した図のオレンジ色の点線の範囲について、できるだけ面的に歩き回るような調査を行っている。植生調査については、この範囲の中で 21 地点のコドラードを設定している。対象とする植物については、シダ植物以上の高等植物としている。現地の状況から、スギ植林やコナラ林などが対象事業実施区域の周囲にあるが、コケ蘚苔類、キノコ類については対象としていない。

生態系については、対象地を含む一帯は、植生図を見ていただくと分かるように、スギヒノキ林と落葉広葉樹林の混在する、所謂里山的な環境と言える。また対象事業実施区域につ

いては、先程言われたように造成地となっており、生態系を考えた時に、実施区域の中に結構カラスがいるので、カラスを注目種として対象事業実施区域内の利用状況、飛来する方向等を定量的に調査するようにしている。もう少し詳しいことについては、準備書の現地調査結果で説明させていただきたい。もっと詳細な説明が必要でしょうか。

前迫委員 : 今詳しく聞きたいという意図ではない。123 頁の先程の任意観察法については、ルートセンサスではなく任意観察ではあるが、かなり詳しく歩かれたとのこと、それを信用するとして、ログを残す等はされているのか、残していないが、既存データがあるので補足調査は特にしないということになるか。もうひとつは、植生図を見る限り、7 パターンくらい凡例があるが、1/25000 で 7 パターンあるということは、現地を歩くともっと植生群落はあると思う。その中で 21 箇所というのは、例えば草本植生だといろんなパターンが出てくるので、草本植生だけ考えてもちょっと少ないのではないか。既存データでやるというのは分かるが、それで十分かというと、ちゃんと出てくるのかというのが少し心配なので、例えば特に外来種については留意するとか、まあ特定外来種等は出ていないとは思いますが、そういうものについてはポイントを押さえるというようなことを記載できれば。その辺がさらっと書いてあるので心配している。

生態系については、カラスということで、大型のものはいなかったということを中心に、カラスというものを中心につながりを押さえるということか。…前田先生、それでいいのでしょうか。カラスでいいのか。…カラスを選んだということも、どういう所だからカラスを選定する、ということを書いていただいて、カラスでいいのかどうかは判断しかねるが、いずれにしても 124 頁には「抽出する」と記載されているので、そこから生態系のつながりを評価するという視点を補足、盛り込んでいただきたい。そこからカラスということになればカラスでいいかと思うが、抽出する、というところで終わっていることが気になる。また予測について定性的な予測とあるので、生態系を量的に評価するというのは難しいとは思いますが、適正に評価する、予測するという視点は盛り込んでいただきたい。少し感想的な意見になるかも知れないが、よろしく願いたい。

事務局 : 事業者から、パワーポイントを使って補足説明をさせていただきたい。

事業者 : 既存データについて、今回平成 25 年から 26 年に調査を実施しており、その結果の概略だけ説明させていただきたい。

事業者 : 今示しているのが、現地調査によって作成した植生図になる。先程の環境省の現存植生図よりも詳細に植生区分を作っており、区分としては植生図上では常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、高木林、低木林、スギヒノキ植林、竹林としているが、コドラード調査を行った結果、群落タイプしては常緑広葉樹林としてはツブラジイ群落、落葉広葉樹林としてはコナラ群落、低木林としては陽地性木本群落と植生区分している。また湿性草地については、凡例としてはひとつだが、ヨシ群落、キヌビエ群落、ガマ群落、ミヤマシラスゲ群落と、湿地については詳細に群落区分をしている。植生区分の一覧はこのような形で、コドラード調査は 21 地点を調査している。

生態系については、事業地からの方向を区分して、カラスについての 4 季にわたる調査を行い、事業地内の滞在状況、飛来方向、飛去方向といった形をグラフで示して、定量的な調査を実施している。生態系の注目種としてカラスというのがふさわしいかどうかというのはもう少し説明を加える必要があると思う。…ご質問に対し、十分な説明ではないかも知れないが、一旦ここで終了させていただきたい。

藤井部会長 : 前迫先生いかがですか。

前迫委員 : 草類も丁寧に調べておられて、付着藻類についても詳細な検討をされているということは分かった。コドラード調査 21 ポイントというのは中身を見ていないので分からないが、詳細に植生図を読み取っておられるのは分かった。それはそれで、湿地群落とかが、空中写真では分からなかったが、事業地内に 8 番の湿性植物群落というのがあるということなので、そういうことからすると 21 というのは少ない気もする。また書きぶりとして、「既存データあり」という部分の注釈として、21 ポイントを何年にやって、場合によっては補足データをするとか、これで既存データがあるので終わりというのではなく、それこそ中身を見ないと適正かどうかは分からないので、湿地群落も入っているとか、或いはセイタカアワダチソウ群落があったが、そういうところに外来種草本があるかどうかによって要求することは変わってくるので、そういう意味では外来種草本に特に留意するとかが分かる書きぶりをしていただくと。方法書段階なので、具体的に調査結果を示されることはないと思うが、「既存データあり」だけでは説明不足かと思う。

後、生態系の中では関係性まで評価して、その結果カラスが一つのメルクマールというか、ひとつの指標として、生態系の中で重要な役割を果たす種だと判断した、と言うことが見えなければ、説得力がないと思うので、準備書の中でそれが分かるように、十分検討してここに至る、ということも補足いただけるとありがたいと思う。

事業者 : 先生のご意見を踏まえ、必要な事項については追加調査して準備書の方をまとめさせていただきます。

高田委員 : 今ちょうどモニターに出ているので質問させていただきたい。事業者と事務局両方に確認させていただきたいが、今回は方法書ということで、今後どういうことが起こるかという予測のための調査だけで、モニタリングは含まれないということでもいいか。つまり事業が始まってから、水質がどう変わったか、問題が出たとき、或いは出ない場合も恒常的に調査するという内容については考えなくていいのか教えていただきたい。

事務局 : 今回の事業に関しては、今審議いただいている奈良県環境影響評価条例と、廃棄物処理法の 2 つがある。今回提示されている影響の調査と現状についてだが、廃棄物処理法の法定の検査は、環境基準より緩い数値もある。これは法により維持管理の中で義務付けられており、事業者は必ず実施し、県も必ず確認するものとなっている。それと、環境影響評価の中

で影響が出ないようにしていくと示されたことは、これはこれで確認していくという両面がある。採石の際にもフォローアップについての議論もあったが、まず法的に必ずやる廃棄物処理法の法定検査があるので、そういったものを見ながら、アセスに対する指導を県が行うことになる。

高田委員 :では、モニタリングについては今回は入っていないということでもいいか。

事務局 :今回は方法書なので、アセスについての調査予測の方法の議論になる。次の準備書の段階では、調査結果と、その結果を踏まえて事後調査等の有無が示されることになるので、方法書ではモニタリングの議論は含まれないことになる。

高田委員 :分かりました。ではこれが終わった後にモニタリングの話も、別に出てくるということか。

事務局 :はい。方法書が終わって、調査されて、1年後等に準備書が作成されるときにはモニタリングの見解も示される。

高田委員 :分かりました。事業者にお伺いしたいが、モニタリングについて、特に水質について、どのように考えているか聞いておきたい。今回は関係ないかもしれないが、場合によってはモニタリングを踏まえ、ここも実施した方がいいということがあるのではないか。

事業者 :今の時点で我々は地下水と放流水については定期的な観測をしており、河川水についても県の指導もあり、年4回の特定点を3箇所決めて測定するというのを継続している。勿論それは今後も継続するが、新しい拡張計画をもとに、準備書として結果をまとめた時点で、これにプラスしてこういう考えでこういう項目をこういう頻度で測定しようと思う、という考え方を準備書にも記載することになるので、その時点で、詳細な議論をいただくかと思う。

高田委員 :分かりました。それではモニタリングを考えておられるということでもいいか。

事業者 :はい。

高田委員 :その上で指摘をさせていただきたいが、先程のプロジェクトの地図で説明させていただきたい。資料3の14番で、水質の調査地点について意見を申し上げた。その意図は、この地図で非常に分かりやすいが、今回の方法書では、放流水が出て行くこの谷に関して中心的に述べてある。前回はこの詳しい地図がなかったので分からなかったが、この地図を見ると、やはりこちらの谷もこの処分場に関係した流域、谷になる。勿論遮水シート等をされて、ここに水が出ていかないという前提で考えられていることは分かる。ここが現在の埋立地なので、現在出していないから拡張後も出ないだろう、という考え方は、私も大体は分かるが、ただ新しい事業になるので、何かの時に、ここも流域になるので、処分地の中の水が地下水等として出ていく

可能性がある。こちらに調査地点を設けていると、それは処分地外の水ではなく、処分地内の水が既に入っている、ということになる。また北側からの支流があるので、ここで問題がなくても、この支流から問題が生じることもあることを踏まえ、やはり適正にこの処分場が処理した水を出しているということを行うためには、この辺りに採水地点を、或いは合流してすぐの地点、要はこちらの谷からの水を意識した地点を設定すべきではないかというのが私の意見である。今回の事業者見解にある通り、今回の事前のアセスの調査では必要ないかも知れないが、事後のモニタリングを考えるのであれば、こちらの水のことも考えた方が、事業者のためになるのではないか。

事業者 : ありがとうございます。指摘の上流の谷については、これまで考えていなかった。先生の話では、現時点では我々が測定している直上流の水質については全く問題はないが、長い期間のモニタリングを考えた時に、いつ問題が出たとしても、それが自分のところから出たものかそうでないのかをはっきりさせるためには、これから先の長期モニタリングの中では加えることを検討していきたい。

高田委員 : ありがとうございます。これは努力目標だと理解していただいて構わない。

前迫委員 : 植生図を確認したが、草本群落があるのに21箇所でもいいのかと思ったのは、4頁の空中写真を見ると、草本群落っぽい、所謂雑草群落が広がっている。それがこの植生図だと10番の裸地・造成地・グラウンドになっていて、その評価が裸地扱いになっている。空中写真では裸地となっているところもあれば裸地以外のところもある。草本調査では1・1や2・2くらい(の被度・群度)で草本があれば調査するようなレベルなので、そういうところで調査されておらず、10番のところも全てスキップされているのであれば調査不足となる。植生図を作るレベルとゴドロード調査のレベルは違うとは思いますが、黄色で塗られている10番の範囲はかなり広いが、空中写真を見るとその範囲の中に色々あるので、その中に外来種等が入っていることもあるので、そのところも拾っていただきたい。現存データがあるのでそれを使うのであれば、21地点は十分なデータ数なのかということは危惧されるので、方法書の段階できちんと評価したということが分かる書き方としていただきたい。

事業者 : 草地については、21地点に追加することも今後検討したい。

藤井部会長 : 他にご意見ございますか。

坂井委員 : 前回の部会は欠席させていただいたが、その前に現地を見せていただき、大変丁寧に案内していただいた。もう少し事前に方法書を読んでおけば良かったが、54頁に「(3)人と文化遺産との触れ合いの状況」というのがあり、「対象事業実施区域の近傍には、文化遺産は存在しない」とある。その後99頁に事業地の近傍の文化財や埋蔵文化財包蔵地の状況が記載されており、102頁に地図を見ると、事業地の敷地境界付近に、27番28番の周知の

埋蔵文化財包蔵地が存在しているので、54 頁の「存在しない」というのは誤りというか、方法書の中で齟齬が生じているのではないか。

後、129 頁に文化遺産のことが出てくるが、(3)評価に「環境の保全についての配慮が適正になされているか」とあるが、環境の保全ではなく文化財又は文化遺産の保全と書かないと意味が通じないのではないか。

また、その上の予測のところ、「文化財及び埋蔵文化財包蔵地について、分布又はその改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析」とある。これは間違いではなく、現地に行った時に、現地の既に埋め立てをしていたところと、今後埋め立てされる位置図を用意いただけないかとお願ひし、別添資料の 5 を用意いただいたかと思う。この図を見て、私の説明が十分ではなかったと反省している。埋立範囲を示して欲しいと申し上げたが、埋立範囲の中で明らかに地面を掘削している範囲があり、その範囲を示してほしいというお願ひだったが、説明が不十分だったかと思う。その意味は、埋蔵文化財包蔵地の場合は、既に深く掘削している場合は、遺跡があったとしても飛んでいるため、対象とならないので、この事業に対してどのくらい影響があるかについては、既に掘削されている区域は注意のしようがないことになる。それを示していただく、そのことによって、今後この事業地内における文化財の調査が円滑に、と、いうか有効に進めるためには重要な情報だと思う。その上で、既に事業地の敷地ぎりぎりに入っているような地点があるが、現場に行くと平坦な地形で、遺跡が十分にありそうだという感じのするところなので、まずは地表面の調査、一般的には分布調査と言うが、土器が落ちていたりか、塚、古墳のような高まりがあれば可能性があるもので、そういった分布調査をする必要があると思う。その場合、埋め立てされていて地表面に残土が置いてあれば、その調査が不可能なので、表面だけではなく一部レンチを入れて掘ってみる、といった調査が、遺跡の有無については必要な調査方法になる。そういった対応が、方法書の段階か準備書の段階になるのかは分からないが、いずれにしても事業を実施する上では不可欠な調査になるので、そういう記述と方法を採用していただきたい。

藤井部会長 : 今のご指摘については、準備書に記載されることになるということでもいいか。

事業者 : 別添資料 5 について、先生をご案内した時に、掘ったところとそうでないところが分かる図があれば、とのご指摘があり、そのつもりで作成した。図の中で右側に肌色で「古い埋立範囲」として印を付けている範囲は、今先生が仰った「過去に掘削した範囲」と同じ範囲になる。記載が不適切だったが、許可を受けて掘削した範囲をなぞったものになる。

坂井委員 : 分かりました。埋立範囲、と書かれているので埋め立てたのかと思ったが、了解した。

藤井部会長 : 他にご意見があれば。

山田委員 : 私が質問した、資料 3 の 35 番について、14.7%になるということについては了解したが、用語の使い方として、「混合物」も含めたものを「がれき類」とってしまうのは乱暴だと思うので、

せめて「建設系廃棄物」とか、それを略して「建廃」とされとか。表の方には「建廃」という項目が出てくるので、そちらについては「その他の建廃」とされると理解しやすいのではないかと。準備書では、そのように用語を注意していただければ。

藤井部会長 : 指摘の通り、用語については誤解のないように整理いただきたい。

高田委員 : 資料 3 の 5 頁、16 番 17 番で確認させていただきたい。方法書でいうと 47 頁等になるが、結論としてどういう風に修正されるのか。国土地理院の「日本の典型地形」というのは、47 頁のどの凡例になるか確認させていただきたい。

事業者 : 47 頁では「吉野川の河岸段丘」と書いているものになる。

高田委員 : 「河成段丘」を省くということでもいいか。

事業者 : はい。重複した内容になるので、河成段丘は省くことになる。

高田委員 : 分かりました。事業者見解では「日本の典型地形」が正確なのでと書かれているが、これは正確ではないので、正確とは書かないでいただきたい。今日は応用地質がおられるが、応用地質では、他地域で活断層調査もされていたかと思う。プロである応用地質にも確認して、問題のない記載としていただきたい。私の提案としては「河岸段丘及び段丘崖の分布域」というように、「分布域」とすればそこまで厳密な凡例としなくてもいいかと思う。また、断層の凡例も応用地質に確認して、地質学的に間違いのない凡例の名称とし、金剛断層の位置もきちんとした位置の記載をお願いしたい。

藤井部会長 : 修正の方よろしく申し上げます。

前迫委員 : 断片的な質問となって申し訳ない。先程坂井先生からの質問で、別添資料 5 で現在の残土置き場として整理されている。方法書では、植生のところで「ゴドラード調査」としか記載されていないが、植生図も作成されているようなので、植生図を作成するという項目も盛り込んでいただき、その植生図の中で、現在の埋立範囲の中で植生比率がどうなっているのか、別添資料 5 で示された 4 つの区域、変更後の埋立範囲や現在の埋立範囲、残土置き場等の区域がある、その中でどこまで詳しくできるか分からないが、各エリアの植生が今後どのように変化するのか、先程モニタリングの話も出たが、例えば現在の埋立範囲で裸地化率が 80%で、草本率が 10%で、それを将来的には全て森林域に戻していくとか、そういう次の段階のことも踏まえて、最終的には対象事業実施区域内全体の植生比率が出てくるとは思うが、その全体的なこととは別に、現在の埋立範囲ではこうだとか、古い埋立範囲ではどうだとかを示していただくと、次の段階で修景緑化を図る時の資料にもなるかと思う。今裸地化率 80%のところを今後森林率 100%にするとか、低木林にするとか、色々案につなげることができるので

はないか。せっかく詳細の植生図を作っておられるので、今後何十年かでどんどん変化していく、埋め立てていく中で植生区分の面積比率を出していただければいいのではないか。またそれを出すということが分かるような、「植生比率を算出する」というようなことを方法書の段階で盛り込むことができるかどうか。いかがでしょうか。

藤井部会長 : 今のご意見は、恐らく準備書の段階になるとは思いますが、恐らく修景緑化の計画はされていると思うが、それが事業区域毎に明確に分かるように、というご意見でいいか。

前迫委員 : はい。

事業者 : ご指摘を踏まえ、準備書では植生図ごとの変化状況とかを作るようにしたい。

藤井部会長 : 他にどうでしょうか。

久委員 : 方法書の 54 頁 55 頁で、情報提供を兼ねて申し上げたい。ここには葛城の道歴史文化館があるが、1983 年に私達も入ってかなり徹底的な景観調査を実施して、その結果として歴史文化館が作られた経緯がある。これは日本ナショナルトラストからの委託で行ったが、日本で初めての所謂ヘリテイジセンターとして作られている。ここには景観の状況とそれから文化遺産の状況が書かれているが、何のために調査したかという葛城の道、この地域は景観そのものが文化遺産である、という認識で調査をし、段丘状の景観が非常に歴史的な景観としても重要であるとの認識の下、調査をし、日本で初めてのヘリテイジセンターとして歴史文化館がオープンしている。事業実施区域は若干南になるので、ここに盛り込むかどうかは微妙なところだが、少し遠景としての景観と、景観そのものが歴史資産であると言う観点を、準備書でも 54 頁辺りで補強していただくと、この地域の重要性がより強調されるかと思う。そこから見た時にどう見えるのか、と言うときに、最終的には遠景ではあまり影響がないということになるかと思うが、場所的な特性をきちんと認識しているということでは、準備書ではその辺りの記述も加えていただくこともご検討いただきたい。

藤井部会長 : 準備書では今のご意見も盛り込んでいただくことでいいか。

事業者 : はい。

坂井委員 : 先程のことに関連して、埋蔵文化財に対する調査の方法について、具体的に示していただいた方がいいかと思う。つまり先程の別添資料 5 では埋立地は可能性がほとんどないので、その区域を除いた地域について、特に既に事業地内か実際に埋蔵文化財が確認されているのは事実なので、それを踏まえた遺跡の有無の確認、分布の広がりとかの調査をするというように…これはまた検討いただければいいと思うが、そういった方法を示していただければ。後、これとは全く別のことになるが、奈良県の環境影響評価条例を見ると、文化財の種類

中に、文化的景観が入っていない。文化財保護法では平成 16 年の法改正で文化的景観が入っているが、条例改正の時期を捉えてになるのかと思うが、今回はたまたま近隣には文化的景観はないが、現実的にはそういう文化財が加えられているので、また条例改正する必要があるかと思う。他でもそういうことがおこっており、加えていただければ。

藤井部会長：条例についてはまた県の方で検討いただきたい。他には。

樋口委員：私は事前の質問をかなり遅く出したが、それでも事業者からは回答いただいた。各季に行われた悪臭の調査結果を見ると、アンモニアが若干だけ検出されている。しかもそれは規制値以下の値であり、敷地境界ではさらに拡散する状況で、問題とまらない状況だとは思うが、この調査のサンプリングは、特に夏季だが、大体どのくらいの時間帯に取られたものか。

事業者：各地点で何時にサンプリングしたかは今手元に資料はないが、概ね昼を挟んで 10 時、11 時から 3 時くらいの間で各地点を回りながらサンプリングしている。

樋口委員：悪臭というのは完全に排除することは難しく、何かあった時に対応するという事で評価書に記載されることになると思う。最終的には臭気指数で判断されるかと思うが、年 4 回測定した結果臭気指数 10 以下であったということは、その点ではまず問題ないと思う。しかし、普段バックグラウンドレベルであるくらいだと、時間帯等々いろんな条件が重なると、年に数回は問題が起こりそうな時期があるのではないか。現地も見せていただくと、中に入ると臭いを感じる場所もあったので、通常平均的なレベルではこの調査結果かとは思うが、そういう事態も想定されてはどうか。事前意見では拡散状況等で定量的に予測できないかという意見を述べたが、確かにこのデータからは予測は非常に難しいと思う。ただ、汚泥が中心になって、他の物と混ぜながら埋めていくという作業からして、ほんの一時的なものとは思うが、作業状態と気象条件が重なった一定の時間帯、そういう状況では臭いの拡散が全くないとは言いきれないと思う。可能であれば、夏季だけでも、大気の状態が安定している朝夕の時間帯で、この作業が始まった直後等の時間帯に、風下側での調査ができないか。これは秋冬等については調査する必要はないかと思う。夏季だけで十分で、もっと言えばアンモニアとか臭気指数とかの限られた調査でいいので、そのような調査を入れていただき、その結果も踏まえて臭いが出てきた際にどう対策するかを書いていただければいいと思う。臭いが出たから駄目というのではなく、こういう条件では出る可能性があるの、そういう時にはどういう対策をする、というのが最後の評価書での着地点かと思う。この調査結果で悪臭は「ない」となると、もう評価しなくていいというような書き方になってしまうので、できればその辺りもう少し丁寧にやっていただければ。今言ったように、気象条件的にも作業的にもこの時間帯が一番出やすい条件だという、夏季の調査に一つ項目を絞って追加調査をして、その結果を踏まえて準備書なり評価書なりに載せていただければより丁寧かと思うが。

事業者：先生が言われたのは、今、調査地点が敷地境界や周辺地点にあり、一定距離があるが、も

つと際の方でより発生源に近いところで夏場の条件の悪いときにやってみてはどうか、ということではないか。

樋口委員 : はい。しかも条件も項目も絞って、朝夕の安定した時間帯で、作業が始まった直後くらいに、風下側の敷地境界で採るとか、そういう形がいい。最悪の条件を想定して、という形で。

事業者 : 分かりました。発生源の原単位ではないが、それに近い状態のサンプリングをするということで、それについては実施する方向で検討したい。

藤井部会長 : 他にご意見は。前田先生、大丈夫でしょうか。

前田委員 : 今回は結構です。

前迫先生 : よろしいですか。54 頁の人と「(2)人と自然の触れ合いの活動の状況」に、北西、南東側に近畿自然歩道があると記載されているが、例えば 55 頁の巨瀬景観保全地区と事業地からはどのくらい離れているのか。この景観保全地区に自然歩道が通っているのか。自然歩道自体の場所が記載されていないので確認したい。後、文化遺産はないが伝統的保存地区に指定されている物等があるようなので、この景観保全地区に非常に近接しているようなので、そういう意味では重要な地域である、その重要性は認識しているということは記載いただいた方がいいのかと思う。例えば近畿自然歩道があるというのであれば、その場所は地図に記載いただいた方がいいのではないか。

事業者 : 自然歩道については、56 頁の方に緑色で記載しており、…

前迫委員 : では、自然歩道は距離としては少し離れて…

事業者 : はい。調査地点としては、128 頁、後ろから 2 頁目に記載しており、近畿自然歩道は距離は離れているが、事業地に近い部分でどういう状況であるかを、景観を含め調査したいと考えている。後、景観については 126 頁に調査地点を記載しているが、こういうポイントと、事前に指摘いただいた南側の道路近傍と、先程指摘いただいた北の方の重要な地区も踏まえて調査したいと考えている。

前迫委員 : 分かりました。では調査はされるということなので、54 頁の記載を、近畿自然歩道が存在し、近くに景観保全地区があるということ、…これはほぼ接しているのでしょうか。接しているのか、或いは数百メートル…55 頁の地図からは読み取れないが。

事業者 : 縮尺が 1/50,000 の地図なので、くっついて見えるが、実際は事業地とは接していない。ま

た県に詳細な図面があることを、この図面を作成した後に聞いているので、準備書では確認して修正したい。

前迫委員： 分かりました。では近くに保全地区があるので、重要なポイントであることは認識しているということに記載いただきたい。

藤井部会長： 概ね時間になったが、ここで他に聞いておきたいことはあるか。
よろしいですか。では、大変熱心に議論いただいた。今日のご意見については、またまとめられると思うが、本日回答いただけなかった事項、検討いただくとされた事項については、事務局を通じて回答をお願いしたい。最初にも申し上げたが、次回は最後の部会になり、環境審議会への部会報告をまとめなくてはならないので、追加のご指摘事項があれば早めに事務局の方へお知らせいただくようお願いしたい。それでは進行を事務局の方へ返させていただきます。

事務局： どうもありがとうございました。次回の部会では部会意見はとりまとめていただくことになり、また担当の方からご意見の確認等をお願いします。また、次回は環境審議会へ説明するための資料を用意したいと考えている。全体を説明しながら、部会委員からご指摘いただいた事項を明確に説明しないと、審議会においてどうしても部分的に捉えられてしまうようなので、よろしくをお願いしたい。

事務局： 本日も熱心なご審議をいただき、本当にありがとうございました。これを持ちまして終了させていただきます。